

# 安全保障貿易管理説明会レポート

SEAJ 貿易専門委員会は日本真空工業会（JVIA：https://jvia.gr.jp/）と合同で『安全保障貿易管理説明会』を開催しました。この安全保障貿易管理に関する説明会は昨年引き続き17回目となり、241名の方々にご参加いただきました。

冒頭、貿易専門委員会の委員長挨拶に引き続き、一般財団法人安全保障貿易情報センター（CISTEC：https://www.cistec.or.jp/）の廣田 純一様より、輸出管理の概要、遵守すべき輸出管理法令、半導体製造装置ビジネスのケーススタディー、安全保障の最新の動向まで幅広くご説明をいただきました。

日時：2024年12月4日（水）15:00～17:00

講師：一般財団法人安全保障貿易情報センター（CISTEC）  
廣田 純一様

形式：ZoomによるWeb開催（接続は国内からのみ）

## 1. 輸出管理の概要

輸出管理とは安全保障輸出管理（安全保障貿易管理）であり、概要は以下のようになります。

- ① 「国際的な平和及び安全の維持」に影響を及ぼす貨物（モノ）と技術（情報）の管理
- ② 上記①の貨物と技術の「国際間移動（輸出行為）」の事象管理
- ③ 管理方法は「輸出国政府の許可」を義務付け
- ④ 運用は「国際間合意」に基づき決定

「国際的な平和及び安全の維持」に影響を及ぼす貨物（モノ）と技術（情報）に関しては、まず武器・兵器が該当し、「大量破壊兵器」は拡散防止、「通常兵器」は過剰な備蓄防止を目的として適正な管理を行うものとしています。

武器・兵器の国際間移動（輸出行為）だけではなく、民生用途と軍事情報の双方に用いられ得る品目「汎用（Dual-use）品」についても適正な管理が必要となります。

例）スマートフォン用カメラが軍用ドローン用カメラに使用される

「汎用（Dual-use）品」の適正な管理のために意図せぬ転用を防ぐための一定の策が必要となりますが、ベースとなる各国共通の輸出規制の考え方は「リスト規制」と「キャッチオール規制」の二つの観点となります。

「リスト規制」は技術的仕様の観点から、国際レジームでの規制スペック合意を各国の法令に反映することが多く、共通なものが多いです。「キャッチオール規制」は輸出先の

用途（End-use）・需要者（End-user）の観点から規制条件の細目が各国法令により若干異なります。

安全保障輸出管理の環境は刻々と変わっており、それを注視しながら「Dual-use 品」の輸出取引に関与する企業等が「適切な管理」という社会的責任を果たすのが安全保障輸出管理となります。

世界の安全保障に係るマターであり、万が一不備があれば厳しい罰則が科せられる結果となります。

## 2. 遵守すべき輸出管理法令

輸出者となる各企業等が実施すべき管理の内容は、各国の法令の中で具体的に規定されております。同じ輸出管理法令でも日本からの輸出を行う際に適用となる「日本の法令（外為法等）」と「米国の法令（EAR）」とは相違点があります。

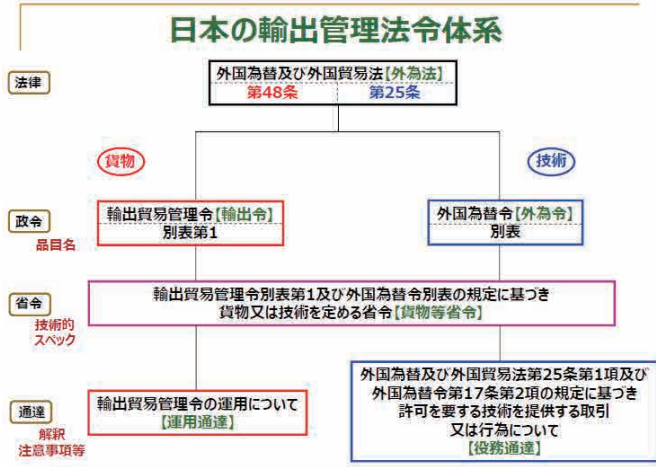
	日本の法令 [外為法等]	米国の法令 [EAR]	EUの法令	ドイツの法令	オランダの法令	韓国の法令	台湾の法令	中国の法令
日本からの輸出	◎	△						
米国からの輸出		◎						
ドイツからの輸出		△	◎	◎				
オランダからの輸出		△	◎		◎			
韓国からの輸出		△				◎		
台湾からの輸出		△					◎	
中国からの輸出		△						◎

◎：ローカル輸出管理法令として適用（全品目の輸出に際して適用）  
△：域外適用[再輸出]（「EAR対象品目」の輸出に際してのみ適用）

××国の法令が適用  
= 規制要件に該当した場合、輸出時に××国政府の許可が必要

	日本の法令[外為法等]	米国の法令[EAR]
リスト規制	(1) 規制リスト内容 ・ 国際レジーム合意品目 ・ 同志国連携による先行管理品目 (2) 規制品目カテゴリー体系 政令(1～15項)・省令の組合せによる <b>独自カテゴリー</b> (3) 許可要否 <b>全地域向け</b> に対し許可要	(1) 規制リスト内容 ・ 国際レジーム合意品目 ・ 同志国連携による先行管理品目 ・ 自国 <b>独自規制品目</b> (2) 規制品目カテゴリー体系 5桁英数字による <b>国際標準カテゴリー</b> (3) 許可要否 品目毎の <b>指定地向け</b> に限り許可要
キャッチオール規制	(1) 対象品目 <b>16項品目</b> のみ (2) 規制要件 ・ 用途要件(WMD、 <b>別表行為</b> 、通常兵器) ・ 需要者要件(懸念者リスト、WMD) ・ インフォーム要件	(1) 対象品目 <b>全品目</b> (リスト規制該当品目を含む) (2) 規制要件 ・ 用途要件(WMD、 <b>軍事IT・U・S、スパコン、先端AI・ML・DL・IC、半導体製造装置</b> 等) ・ 需要者要件(懸念者リスト、 <b>軍事IT・U・S</b> ) ・ インフォーム要件 ※「 <b>国内移転</b> 」「 <b>米国人の行為</b> 」にも規制あり。
特例	制度あり	制度あり( <b>日本よりも多彩</b> )
包括許可	制度あり	制度なし

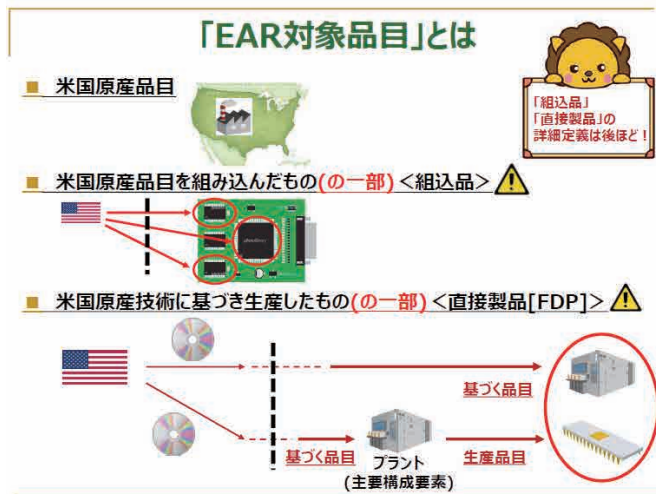
「日本の法令（外為法等）」は法律、政令、省令、通達の多層構造となっており、全てを確認する必要があります。



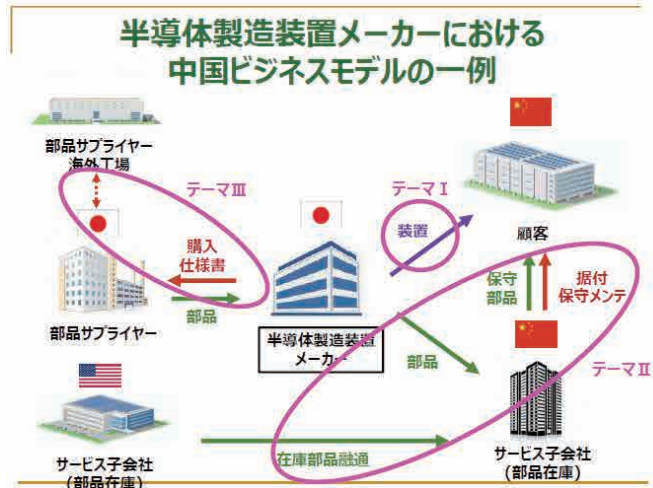
日本法令における「キャッチオール規制」の用途要件の中にある「別表行為」は民生用途でも要件に該当します。例) 核燃料物質・核原料物質の開発、製造、使用、貯蔵

同じく「キャッチオール規制」の需要者要件の中にある「外国ユーザーリスト」は経産省が公表する「大量破壊兵器の開発等への関与が懸念される企業・組織」に関するリストであり、毎年更新されるため、最新版の確認が必須となります。用途要件に該当する場合も需要者要件に該当する場合も原則経産省の許可が必要となりますが、ただし後者に関しては、取引の用途が「用途要件」の何れの用途でもないことが明らかなき = 「明らかなきを判断するためのガイドラインの19項目を満たす」場合は除きます。

昨年引き続き米国の法令（EAR）に関して、米国の法令（EAR）の対象品目、リスト規制、キャッチオール規制の内容の詳細をご説明いただきました。



3. 半導体製造装置ビジネスにおけるケーススタディー  
半導体製造装置メーカーにおける中国ビジネスモデルを一例として、3つのテーマについて、それぞれ適用となる法令を念頭に手続き上の留意点をご説明いただきました。



テーマ1 半導体製造装置を日本から中国の顧客に輸出する  
基本的には日本の法令を確認します。日本の法令においては「リスト規制」の確認が必要であり、装置に組み込まれている部品についても別途許可を要するか否かの判断基準があります。現状の日本法令において、半導体デバイスメーカーへの輸出に際して「キャッチオール規制」は、顧客が外国ユーザーリストに掲載されている等の特別な場合を除き、該当することは極めて稀です。

テーマ2 部品を日本と米国から中国のサービス子会社に輸出し、中国の顧客への据付・保守を行う  
日本の法令、米国の法令（EAR）を確認します。日本から輸出する部品は日本法令に基づく該非判定を行い、「EAR対象品目」である部品の場合はEARに基づく該非判定を併せて実施します。「EAR対象品目」を中国から国内提供する場合にも、EARが適用される場合がありますので、注意が必要となります。

部品が「EAR対象」であった場合の対応のご説明もいただきました。

**部品が「EAR対象」であった場合のアクション**

「EAR対象」の部品が日本の法令に基づきリスト規制「該当」であった場合、EARのリスト規制でも「該当」である可能性が高いため、CCL(規制品目リスト)を確認してECCNを特定し、仕向地に鑑み必要な許可を取得しましょう。

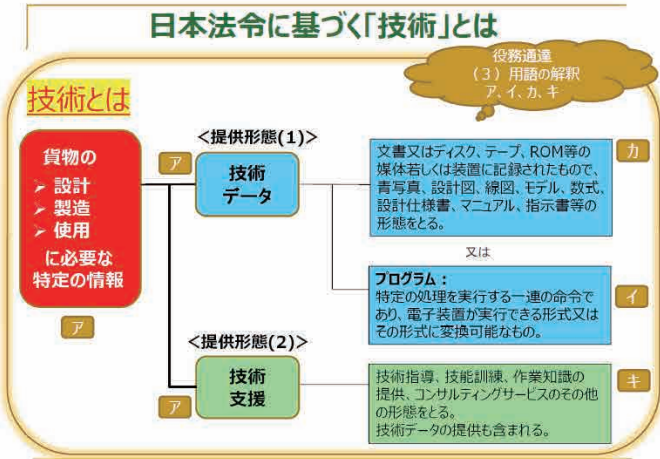
またリスト規制「非該当」の「EAR対象」部品であっても、EAR独自の「キャッチオール規制」各要件への該非を別途確認する必要があります。(本確認は「該当」の部品に対しても必要となります。)

「キャッチオール規制」各要件に該当した場合、「国内移転(国内取引)」においても許可が必要となります。



テーマ3 海外の部品サプライヤーに購入仕様書を送り、部品を輸入する

日本の法令を確認し、当該部品が「EAR 対象品目」である場合には併せて米国の法令（EAR）を確認します。日本法令に基づく貨物の設計・製造・使用に必要な特定の情報である「技術」の規制となるか確認が必要になります。また、技術の提供には非居住者および日本国内にいる居住者（特定類型）等の規制があることにも注意が必要です。



4. 最新の動向

4.1 日本の動向

「技術管理強化のための官民対話」運用スキームの構築。(2024年12月30日施行)

4.2 米国の動向

米国商務省産業安全保障局（BIS）が12月2日に発表した中国に対する半導体の輸出管理強化について、半導体製造装置のリスト規制の拡大や ENTITY LIST に計140企業が追加されたこと等、発表2日目時点での状況をご説明いただきました。CISTEC では引き続き、内容の精査を実施する予定です。

4.3 中国の動向

中国「輸出管理法」に基づく「両用品目輸出管理条例」公布の経緯、中国法令に基づく各種ブラックリストの比較、「両用品目輸出管理条例」の主な規定、「統一品目リスト」の内容に関してご説明をいただきました。

また、4.2 米国の動向にて記載した中国に対する半導体の輸出管理強化に対する中国の反応について、米国の軍事ユーザー向け貨物の輸出禁止や両用品目のガリウム、ゲルマニウム等の超硬材料関連の米国向け輸出の不許可、より厳格なエンドユーザーおよび用途審査を実施することについてご説明をいただきました。

終わりに

事前質問は資料に織り込んでいただいております、また説明会2日前に発表された米国の動向に関してもご説明をいただき大変有意義な説明会となりました。

貿易専門委員会では引き続き SEAJ 会員企業皆様のお役に立てる情報提供を行ってまいります。2月にも危険物輸送講習会のご案内を予定しておりますので、是非ご参加ください。

産構審(安全保障貿易管理小委)中間報告 <2024.4公表(抜粋)>

2. 対応の方向性			
<p>東西冷戦後構築してきた不拡散型輸出管理は大きな転換期を迎えており、非リスト規制品目についても新たなアプローチを検討し、実効的な安全保障貿易管理の実現する必要があります。この際、健全な国際貿易の発展やビジネスへの影響等に留意し、以下3点の大きな方向性の下、(1)~(6)のような各種制度・運用の見直しを進めていくべき。</p> <p>① 国際的な安全保障環境を踏まえ、リスクベース・アプローチに基づき、安全保障上のリスクがより高い取引に際し焦点を当て、リスクが低い取引は合理化を追求。                  ② 同盟国・同志国との重層的な連携を通じて、国際協調による実効性と公平性を担保するとともに、共同研究の推進やサプライチェーンの構築・強化を過度に阻害しない。                  ③ 官民での情報共有・対話を強化することで、制度・運用の実効性・透明性・予見可能性を高める。</p>			
<p>(1) 補完的輸出規制の見直し ※(1)(2)は、いわゆるキャッチオール規制の見直し・活用。</p> <p>・汎用品・汎用技術の軍事転用可能性の高まりに対応すべく、企業間の公平性に留意した形で、補完的輸出規制の見直しが必要。</p> <p>① 一般国向け通常兵器補完的輸出規制 ・一般国（グループA国以外）向けであっても、安全保障上の懸念が高い品目に限定して、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合に適切に管理。 ・この際、懸念需要者や懸念取引等に関する情報を政府が提供。 ② グループA国経由での迂回対策 ・補完的輸出規制の対象外のグループA国向けであっても、懸念国等の迂回調達の際、懸念国等との迂回調達の懸念がある場合、インフォーム。</p>	<p>(2) 技術管理強化のための官民対話スキームの構築</p> <p>・技術覇権争いの激化等により技術流出リスクが高まっており、多様な経路に応じた対策が必要。(技術は一度流出すると管理困難。) ・外為法の技術移転管理に關し、官民対話を通じた新たな技術管理スキームを導入。 ・技術流出リスクの高い技術・行為を特定し、外為法に基づき、政府に事前報告。 ※今回の措置は、貨物対象外。 ・適切な技術管理に向け、政府からの懸念情報の提供を含め、官民対話を実施。 ※真に必要な場合は、外為法に基づくインフォームにより許可申請を求める。 ・取引時点のみならず、時間的経過に伴う軍事転用懸念を考慮。</p>	<p>(3) 機動的・実効的な輸出管理のための重層的な国際連携</p> <p>・急速な技術革新等により、機動的な輸出管理が必要。 ・各国が独自措置等を多用することになれば、実効性・予見可能性が低下、国際連携による制度・運用の協調を企図。 ・国際輸出管理レジームで技術的議論が成熟した品目の同盟国・同志国による管理を行う。 ・懸念度と緊急度に応じた、技術保有国による連携も有効。 ・国際輸出管理レジームの管理対象品目に係る運用面での協調を行う。 ・国際輸出管理レジームの非参加国との連携を強化。</p>	<p>(4) 安全保障上の懸念等に 応じた制度・運用の合理化・重点化</p> <p>・メモリのある運用、厳格な管理を行う企業等へのインセンティブ等の観点から、以下の分野で合理化。</p> <p>① 半導体製造に用いられる一部の部分品（圧力計やプロセス過渡装置）を特別一般包括許可の対象に。 ② インド・ASEAN向け工作機械を、一定の要件の下（特許技術の搭載等）で、特別一般包括許可の対象に。 ③ 同志国による防衛装備の持ち帰り、民生用途の1項品等に関する許可申請手続を簡素化。 ④ 内部管理体制や保有機微技術、輸出実績を踏まえ、立入検査を重点化。</p>
<p>(5) 国内外の関係者に対する一層の透明性の確保 / (6) インテリジェンス能力の向上と外部人材の活用</p>			

(貿易専門委員会 山本 隼太)